

許可番号 11-ユ-301288

許可年月日 令和 6年10月 1日

有料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称) 株式会社サンライフ

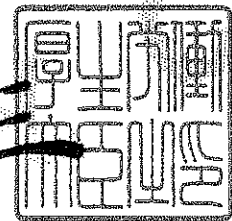
(所在地) 埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目2
00番地2

上記の者は、職業安定法第30条第1項の許可を受けて、下記
のとおり有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 6年10月 1日

厚生労働大臣

武見敬三



記

- 1 取扱職種の範囲等
全職種
国内

-
- | | |
|---------------|------------------------------------|
| 名称 | 株式会社サンライフ 本社 |
| 2 事業所の
所在地 | 埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目200番地2 柴田ビル2
階 |
-
- 3 許可の有効期間 令和 6年10月 1日から 令和 9年 9月30日までとする。

個人情報適正管理規程

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、代表取締役および職業紹介事業担当者とする。個人情報取扱責任者は運営課 千葉正彦 とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。更にこれに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者市川晃とする。

事業所名称 株式会社サンライフ本社

事業所所在地 埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目 200 番地 2

柴田ビル 2 階